

1 会員

中国・四国地域産業連携ネットワークは、次の参加の要件を満たし、所用の手續に基づき参加登録を行った団体、企業及び個人を会員とする。

【参加の要件】

- (1) 中国・四国地域産業連携ネットワークの趣旨及び目的に賛同すること。
- (2) 会員として団体名・企業名・個人名が公表されることを了承すること。
- (3) 会員として中国・四国地域産業連携ネットワークに提供した情報については、個人情報を除き、退会後もネットワークが活用する可能性があることを了承すること。

2 運営

中国四国農政局経営・事業支援部食品企業課が事務局を担当する。

【参加の登録手續】

中国・四国地域産業連携ネットワークへの参加を希望される方におかれましては、参加申し込みにあたり、「ネットワーク規約」をご一読いただき、規約の5の参加手續【参加の要件】をご承諾いただいた上で、中国・四国地域産業連携ネットワーク事務局まで「参加登録票（申込書）兼メール配信登録票」に必要事項をご記入の上メール又は郵送にて提出願います。

【参加の登録】

中国・四国地域産業連携ネットワークへの参加を希望する者は、「ネットワーク参加登録申込書」を中国・四国地域産業連携ネットワーク事務局に提出する。

3 その他

- (1) ネットワークの参加費は徴しない。
- (2) 活動等にかかる経費は、その活動に参加する会員が各自で負担する。
- (3) 活動等（セミナーの強制参加等）のノルマはない。